

伯耆町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画の実施状況及び伯耆町における女性の活躍状況の公表（令和4年7月）

伯耆町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「伯耆町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、伯耆町における女性の活躍状況を公表いたします。

①女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

目標項目	目標		R3年度	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度	目標設定時最新値	
	数値	年度						数値	年度
男性職員の妻の出産や育児に伴う休暇等制度の利用率	100%	R2年度	50%	100%	100%	100%	100%	100%	R2年度
職員の年次休暇取得日数	12日以上	R2年度	13.5日	13.1日	13.0日	12.7日	13.7日	12日以上	R2年度
室長級以上の女性割合	25%以上	R2年度	41.7%	36%	24%	21.7%	21.7%	25%以上	R2年度
課長級以上の女性割合	10%	R2年度	22.2%	10%	9.1%	9.1%	9.1%	10%	R2年度

※ 町長部局の正職員から抽出

	主な取組内容
H28年度、H29年度、H30年度、R1年度、R2年度	・幹部養成のための研修や人事評価結果に基づく能力開発研修等の受講
	・人事異動に際し、配属する職務分野について男女で偏りが無いよう配慮
	・育児休業・出産等に関する特別休暇・出産に関する共済組合制度の周知
	・妊娠中及び出産後における配慮（超過勤務命令をしない・復職時の所属は休業取得以前と同じ）
	・代替要員の確保など育児休業しやすい職場環境整備
	・イクボス宣言による管理職員の意識向上
	・ノー残業デーの徹底
	・週休日の振替、代休や時差出勤制度等の周知
	・年次有給休暇の取得促進（休祝日と組み合わせた連続休暇の取得・所属長へ計画的休暇取得に関する指導）

②女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

＜職業生活における機会の提供に関する実績＞

	R3年度	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度
女性職員の採用割合	33.3%	採用者なし	80%	50%	75%
職員に占める女性職員の割合	52.3%	50.9%	52.1%	52.9%	53.3%
管理職に占める女性職員の割合	課長級	22.2%	10%	9.1%	9.1%
	室長級	53.3%	53.3%	35.7%	33.3%

※ 町長部局の正職員から抽出

＜職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績＞

	R3年度	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度
継続勤務年数の男女差	男性	19.6年	19.9年	19.5年	19.7年
	女性	18.4年	17.4年	16.4年	18.3年
男女別の育児休業取得率	男性	0%	0%	100%	0%
	女性	33.3%	100%	100%	100%
男性職員の配偶者出産休暇取得率	50%	100%	100%	100%	対象者なし

※ 町長部局の正職員から抽出